

令和5年第9回

印西市教育委員会定例会会議録

令和5年9月12日(火)

令和5年第9回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和5年9月12日(火)午後2時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第1号

臨時代理の報告について(印西市通学区域審議会委員の委嘱)

日程第 5 報告第2号

臨時代理の報告について(印西市通学区域審議会への諮問)

日程第 6 報告第3号

専決処分の報告について(人事異動)

日程第 7 議案第1号

印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 8 議案第2号

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について

日程第 9 議案第3号

印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第10 議案第4号

令和6年度印西市立幼稚園入園児募集について

日程第11 その他

4. 閉 議

5. 閉 会

教育長及び出席委員(3名)

	教 育 長	大 木	弘
1 番	教育長職務代理者	寺 田	充 良
3 番	委 員	栃 尾	知 子

欠席委員(1名)

2 番	委 員	鈴 木	裕 枝
-----	-----	-----	-----

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長	土 屋 茂 巳
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	鈴 木 圭 一
学 務 課 長	加 藤 知 巳
指 導 課 長	石 川 真 樹 子
学 校 給 食 課 長	海 老 原 裕 之
生 涯 学 習 課 長	飯 島 正 義

職務のため出席した職員(3名)

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	秋 山 和 俊
教 育 総 務 課 総 務 係 長	清 水 純 一 郎
教 育 総 務 課 総 務 係 主 査	石 原 祐 之

(14時00分)

教 育 長

最初にご報告申し上げます。

本日の定例会に際し、鈴木委員から欠席の届出がありましたので、お知らせいたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、定足数につきましては、委員の過半数となっておりますので、ご報告いたします。

(開会の宣告)

教 育 長

それでは、ただいまより令和5年第9回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、3番、栃尾

(会期の決定)

教 育 長

委員を指名します。

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

それでは、お手元の教育長報告、ご覧いただきまして、経過報告から申し上げます。

8月15日火曜日、印西市平和祈念式典が文化ホールであり、出席をいたしました。鈴木委員にもご出席をいただいております。

18日金曜日、第1回カーボンニュートラル推進本部会議が市役所であり、出席をいたしました。

19日土曜日、中学生海外派遣研修出発式が市役所であり、参加をいたしました。市内中学生20名が25日までの日程でオーストラリアに行っていました。後ほどその報告がございます。

22日火曜日、第1回通学区域審議会が市役所で開催されました。これにつきましても、この後の報告で担当課より詳しく報告させていただきます。

23日水曜日、第2回公共施設マネジメント推進本部会議が市役所であり、出席をいたしました。市の公共施設総合管理計画改定版のパブリックコメントの結果の報告でございました。

同日、民生委員推薦会が市役所であり、出席をいたしました。

24日木曜日、無形民俗文化財「別所の獅子舞」公開事業が別所、地藏寺であり、栃尾委員とともに出席をしてまいりました。実に4年ぶりの公開ということで、観客も若干少なかったのですが、市内外の方々が見にいらしていました。

26日土曜日、(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設起工式が中央駅前地域交流館であり、寺田委員、栃尾委員のご出席の下、参加してまいりました。

28日月曜日、第2回学校適正配置審議会が市役所であり、参加いたしました。

9月に入りまして、1日金曜日、令和5年第3回市議会定例会が開会いたしました。会期は9月29日まででございます。

4日月曜日、令和5年第2回教育委員会臨時会が市役所であり、委員の皆様にもご臨席をいただき、会議を行いました。

12日、本日ですが火曜日、令和5年第9回教育委員会定例会が開催されております。

行事予定でございます。

9月20日水曜日、市の政策調整会議が市役所であり、出席する予定です。

21日木曜日、市の総合計画策定本部会議が市役所であり、出席をする予定です。

同日午前中、Amazon Web ServicesのThink Big Spaceが、市内の原山小学校に完成し、そのオープニングセレモニーがございます。委員の皆様にもご案内差し上げてございますが、一緒に参加していただければと思います。

25日月曜日、学校・施設訪問の7日目になります。1学期に回り切れなかった学校について、私と教育部長、各課長が訪問をいたします。午前中、本埜小、本埜中、午後に船穂中、船穂小、教育センター等に行きます。

26日火曜日、学校・施設訪問8日目、最終日ですが、午前中に印旛中、いには野小、木下小、午後に平賀小、六合小、瀬戸幼稚園、印旛学校給食センターを訪問いたします。

30日土曜日、第29回関東大学女子駅伝対校選手権大会が千葉ニュータウン周回コースで開催され、出席をする予定です。

10月2日月曜日、令和5年第10回教育委員会定例会が市役所で開催される予定です。

以上でございますが、何かご質問等ございましたらお願いいたします。よろしくお願いいたします。

各 委 員
教 育 長

ありません。

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行については、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、寺田教育長職務代理者をお願いをいたします。

よろしくお願いいたします。

職 務 代 理 者
(報 告 第 1 号)
職 務 代 理 者

それでは、これより議事進行を行わせていただきます。

日程第4 報告第1号 臨時代理の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学 務 課 長

報告第1号 臨時代理の報告について。

印西市通学区域審議会設置条例第3条に規定する印西市通学区域審議会委員の委嘱を印西市教育委員会行政組織規則第7条の2第1項の規定により、次のように臨時代理により処理したので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年9月12日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

まず、委員につきましては、1番、三浦明久様、学校長代表、木刈中学校長、2番、香取伸嘉様、学校長代表、西の原小学校長、3番、角鹿智章様、学校長代表、高花小学校長、4番、肝付美穂様、保護者代表、西

の原っ子応援団会長、5番、中野夏織様、保護者代表、高花小学校保護者と教職員の会会長、6番、坂木武伸様、知識経験者、元小学校長。

なお、1番委員、2番委員及び3番委員については、教育公務員特例法第17条第1項の規定により兼職を認め、条例で定める報酬及び費用弁償を支給する。任期につきましては、令和5年8月1日から答申日までといたします。

以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

ありません。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

(報告第2号)
職務代理者

日程第5 報告第2号 臨時代理の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

報告第2号 臨時代理の報告について。

印西市通学区域審議会設置条例第2条の規定に基づく印西市通学区域審議会への諮問について、印西市教育委員会行政組織規則第7条の2第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理により処理したので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年9月12日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

次のページをご覧ください。

まず、諮問事項につきましては、西の原小学校及び西の原中学校の通学区域である印西市草深の一部に係る通学区域の見直しについて。

続きまして、諮問理由につきましては、西の原小学校及び西の原中学校の通学区域である印西市草深の一部について、住宅開発が計画され、学校の大規模化が懸念されることから、通学区域指定の見直しのために審議をお願いするものといたします。

なお、今回の通学区域変更のうち、草深の一部につきましては、次のページの位置図をご覧ください、赤色の太線で囲まれた部分を示してございますので、確認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

この住宅開発の計画ですけれども、建設開始はいつ頃になるかということと、あと計画戸数がもし分かっていたら教えて下さい。

職務代理者
学務課長

学務課長。

令和5年3月に入居を開始した住宅が41戸、令和5年10月に入居開始が

20戸です。もう少し先になります。令和6年度8月入居開始が28戸となっております。

全てで89戸、今のところ把握しています。

栃尾委員
職務代理者
各委員
職務代理者

ありがとうございます。

ほかに質疑ありませんか。

ありません。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号を終わります。

(報告第3号)

職務代理者

日程第6 報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

報告第3号 専決処分の報告について。

印西市教育委員会職員の人事異動を印西市教育委員会行政組織規則第9条第1項第2号の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月12日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

本報告は、教育委員会行政組織規則第9条第1項第2号の規定により、教育長の専決事項となっております職員の人事異動についてのご報告でございます。

別紙の審議資料をご覧くださいと思います。

令和5年9月1日付けの発令でございます。

小林公民館長、石井秀樹以下5名の職員につきましては、小林公民館の保全改修工事が始まった令和4年10月1日から本埜公民館、大森図書館、あるいは中央駅前地域交流館へそれぞれ兼務を発令し、勤務していましたが、改修工事の終了に伴いまして、再開館の準備作業等のため、9月1日付けで兼務を解くものでございます。

報告第3号につきましては以上でございます。

職務代理者

ありがとうございます。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

各委員
職務代理者

ありません。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号を終わります。

(議案第1号)

職務代理者

日程第7 議案第1号 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長

生涯学習課長。

議案第1号 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年9月12日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

議案第1号審議資料1-1ページをご覧ください。

初めに、本規則改正の概要につきましてご説明をさせていただきます。

この印西市立公民館の管理及び運営に関する規則については、公民館の使用申請や許可に関する手続の内容、申請書の様式等を規定しておりますが、令和5年10月1日から印西市公共施設予約システムにクレジットカードによるオンライン決済を組み込むことに伴いまして、同規則を改正するものでございます。

現在、公民館や交流館、文化ホールのほか、テニスコートや運動場なども使用予約については、印西市公共施設予約システムによりご予約をいただくことができますが、予約後に各施設の窓口において、申請書の提出、それから施設使用料のお支払いをいただいております。

10月1日からのオンライン決済機能が加わることによりまして、各施設窓口での手続を省略することが可能になるものでございます。

次に、規則改正の概要についてご説明をいたします。

改正は、大きく2つございます。

1つ目は、この公共施設予約システムでクレジットカード決済により施設使用料を支払う場合は、施設の使用申請書を提出したものとみなす。また、使用許可書を交付したものとみなすという、みなす規定を規則に追加いたします。

現状では、使用許可を受けようとする場合は、使用申請書を窓口に出さなければなりません。クレジットカード決済する場合は、申請書が提出されたものとみなす。また、許可書を交付したとみなされるものでございます。

2つ目でございます。

公民館の使用許可申請書の様式は印西市公共施設予約システムの利用等に関する規則、以下、予約規則と申させていただきますけれども、その予約規則で規定する様式に変更となります。

公民館の使用申請書等については、公民館の規則で定めていたわけですが、今回、予約規則の改正により、各施設の様式が共通のものとなります。

なお、この公民館規則の改正の要旨及び理由につきましては、この後

ご説明させていただきます。議案第2号の中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部改正、議案第3号の文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についても同様の案文になりますことを申し添えます。

それでは、審議資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

1-1ページをご覧ください。

1、改正の要旨でございます。

印西市公共施設予約システムの利用等に関する規則の改正に伴い、システム上で申請から支払いまでを可能とし、申請書類等の様式を他の施設と統一し、共有化を図るため、改正をするものでございます。

2、改正の理由でございます。

令和5年10月1日より、印西市公共施設予約システムを変更し、申請者が窓口で申請書類等の手続きを行うことなく、システム上で申請から支払いまでの一連の手続きを可能としたことによる改正をし、また申請書類等の様式を他の施設と統一し、共有化を図るため改正するものでございます。

3、施行期日です。令和5年10月1日でございます。

4、新旧対照表に沿いまして、条文の改正内容についてご説明をいたします。

第4条でございます。こちらは使用許可申請書の様式ですが、公民館の規則で定める使用許可申請書を予約規則で定める申請書の様式に改めるものでございます。また、左側の新しい欄の第4条の下段でございますが、ただし書といたしまして、予約システムにより、必要な手続きを行った際には、使用許可申請書の提出があったものとみなす旨を加えるものでございます。

次に、1-2ページをご覧ください。

第4条の4項でございます。第4条の4、使用許可書の様式でございますけれども、こちらについては右側の欄、公民館の規則で定める使用許可書を左側の予約規則で定める許可書の様式に改めるものでございます。

第4条の4の下段ですけれども、ただし書として、システムにより必要な手続きを行った際には、許可書の交付があったものとみなす旨の条文を加えるものでございます。

次に、別表でございます。

1号様式の使用申請書、2号様式は使用許可書でございますけれども、このたび、予約規則で定める様式を用いることから、公民館の規則からは削るものでございます。

附則につきましては、先ほどご説明いたしましたとおりでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

職務代理者	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
栃尾委員	栃尾委員。 印西市の公共施設予約システムというものは、たしか松山下公園などの予約で使用されているシステムと認識していますが、あまり詳しく知らないので、こちらについてご説明いただきたいと思います。
職務代理者 生涯学習課長	生涯学習課長。 お答えいたします。 印西市公共施設予約システムでございますが、この予約ができるものについては、大きな部類として7施設ございます。まず、有料公園施設、それから木下交流の杜コスモスフットサルパーク、それから公民館、中央駅前地域交流館、文化ホール、老人福祉センター、地域福祉センターでございます。 これらの公共施設の予約をする際には、窓口でも申請ができるのですが、インターネット上でこのシステムを使って、仮予約を行うことができます。その後、現状、システム上では施設窓口に行って、申請書を書かなければならないという現状がございますが、今回のシステム変更により、そのシステム上で申請から使用料の支払いまでが可能となるものでございます。
職務代理者	ありがとうございます。よろしいですか。
栃尾委員	栃尾委員。 それから、10月からオンライン決済ができるようになるということで、ご説明いただきましたが、クレジットカード、それ以外にQRコード決済だったりとか、色々な決済方法があると思いますが、クレジットカード以外でも決済方法は準備されているのですか。
職務代理者 生涯学習課長	生涯学習課長。 まず、クレジットカード以外にもバーコード決済とかございますけれども、こちらにつきましては、デジタル化を推進しております市内の総務部のDX推進課のほうで導入に向けて準備を進めていることを確認しております。 以上でございます。
職務代理者 栃尾委員	栃尾委員。 時代に合わせて、利用しやすいように改善して下さって本当にありがたいと思っています。よろしく願いいたします。
生涯学習課長	ありがとうございます。
職務代理者 各委員	ほかに質疑ありませんか。
職務代理者	ありません。 よろしいですか。 では、これで質疑を終わります。 議案第1号について採決をします。 お諮りいたします。

各 委 員
職 務 代 理 者

議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

(議案第2号)
職 務 代 理 者

日程第8 議案第2号 印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第2号 印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について。

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年9月12日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明をさせていただきます。

議案第2号の審議資料2-1ページをご覧ください。

1、改正の要旨でございます。

印西市公共施設予約システムの利用等に関する規則の改正に伴い、システム上で申請から支払いまでを可能とし、申請書類等の様式を他の施設と統一し、共有化を図るため、改正するものでございます。

2、改正の理由でございます。

令和5年10月1日より印西市公共施設予約システムを変更し、申請者が窓口で申請書類等の手続きを行うことなく、システム上で申請から支払いまでの一連の手続きを可能としたことによる改正をし、申請書類等の様式を他の施設と統一し、共有化を図るため、改正をするものでございます。

3、施行期日は令和5年10月1日でございます。

続きまして、条文の改正につきまして4の新旧対照表に沿いまして、ご説明をさせていただきます。

第1条印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正でございます。

新旧対照表の第4条でございます。使用許可申請書の様式の変更でございます。表の右の欄の旧の欄でございます。中央駅前地域交流館の規則で定める使用許可申請書を、予約規則で定める使用許可申請書の様式に改めるものでございます。

また、左側の欄の新しい欄の第4条の下段でございます、ただし書といたしまして、予約システムにより必要な手続きを行った際には、使用許可申請書の提出があったものとみなす旨を加えるものでございます。

続きまして、2-2ページでございます。

第6条でございます。こちらは、使用許可書の様式につきまして、表の右側でございますけれども、先ほどと同じように、交流館の規則で定める使用許可書を左側の予約規則で定める使用許可書の様式に改めるものでございます。

また、左側の欄の第6条の下段でございますただし書、システムにより必要な手続きが終わった者に許可書を交付する旨を加えるものでございます。

1ページ戻っていただきまして、2-1ページから2-2ページにかけて、2-2ページの第4条の使用許可申請書、それから2-2ページ、第6条の使用許可書、それから第8条の使用を取り消したときの使用取消届出書、それから第8条第2項、使用取消承認書につきましては、予約規則に定める様式を用いることから、交流館の規則からはこれらの様式は削るものでございます。

次に、第9条でございます。2-2ページの中段でございますけれども、第9条に規定する使用取消(停止)通知書につきましては、本規則で規定した様式を削除することに伴いまして、様式番号だけが変わるものでございます。

続きまして、第11条でございます。第11条及び第11条の第2項でございますけれども、第11条は減免申請書、第2項は減免承認書につきましては、様式を改めるものでございます。

続きまして、2-2ページの一番下でございます。

第22条交流館設備損傷等の届出書でございますが、先ほどのように様式の削除をしたことに伴って、様式番号が右側の第8号様式から、別記第4号様式に番号を変更するものでございます。

続きまして、資料の2-12ページをご覧いただきたいと思います。

第2条印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和3年教育委員会規則第12号)の一部改正についてご説明いたします。

第4条につきましては、表の右側をご覧いただきますと、交流館規則で規定する使用許可申請書を利用許可申請書に改めるものになりますが、これを左側の新のほうで、予約規則で規定する使用許可申請書を利用許可申請書に改めるというものでございます。

また、システムにより必要な手続きを行った場合には、先ほどと同様に使用許可申請書の提出があったものとみなす規定を加えております。

続きまして、2-13ページをご覧ください。下段のほうでございます。

第6条は、使用許可書に関してでございますが、第4条と同様の趣旨で改めるものでございます。

続きまして、2-14ページをご覧いただきたいと思います。上段で

ございます。第8条及び同条の第2項、こちら2つの様式がございます。使用取消(変更)届出書に関してですけれども、先ほどご説明しました第4条と第6条と同様の趣旨で改めるものでございます。

続きまして、第9条でございます。第9条は、使用取消(停止)通知書でございます。こちらにつきましては、本規則で規定する様式を削除いたしますので、この通知書については様式番号が変わるというものでございます。

それから第11条の部分でございますけれども、第11条及び同条の第2項でございます。こちらにつきましては、様式を改めるものでございます。

続きまして、2-15ページをご覧ください。

第22条の交流館設備損傷等の届出書につきましては、様式の削除に伴い、様式番号が変更となるものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

先ほどと比べて、改正される内容がとても多くてちょっと戸惑っています。この第1条と第2条と分けて改正されてありますけれども、これはなぜ分けて改正されているのかご説明いただけますか。

職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

大変失礼いたしました。説明が不足しておりました。

この中央駅前地域交流館につきましては、現在施行している規則と交流館で指定管理者の導入を予定しております令和7年4月1日から施行予定の規則、この2つの規則がございます。

先ほどご説明させていただきました第1条については現在施行している規則でございます。第2条でご説明した内容については、令和7年4月1日施行となります規則でございます。第2条の規則につきましては、指定管理者を決める上で必要があったため、令和3年11月19日に規則改正をしております。

今回、第1条の現在施行している規則を改正することに伴いまして、第2条についても併せて改正をさせていただくものでございます。

職務代理者

ほかに質疑ありますか。

栃尾委員。

栃尾委員

では、令和7年度以降は、この第1条の部分がなくなるということでしょうか。

職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

お答えいたします。

令和7年4月1日以降については、第2条の規則のほうになるということでございます。

栃尾委員
職務代理者

分かりました。
よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。

各委員
職務代理者

ありません。
これで質疑を終わります。
議案第2号について採決をします。
お諮りいたします。

各委員
職務代理者

議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
異議なし
異議なしと認めます。
したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

(議案第3号)
職務代理者

続いて、日程第9 議案第3号 印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

生涯学習課長

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

議案第3号 印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年9月12日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明をいたします。

議案第3号審議資料、3-1ページをご覧ください。

1、改正の要旨でございます。

(1)印西市公共施設予約システムの利用等に関する規則の改正に伴い、システム上で申請から支払いまでを可能とし、申請書類等の様式を他の施設と統一し共通化を図るため、改正するものでございます。

(2)その他字句の整理を行うものでございます。

2、改正の理由でございます。

令和5年10月1日より、印西市公共施設予約システムを変更し、申請者が窓口で申請書類等の手続を行うことなく、システム上で申請から支払いまでの一連の手続を可能としたことによる改正をし、また、申請書類等の様式を他の施設と統一し、共通化を図るため、改正するものでございます。

3、施行期日は、令和5年10月1日でございます。

続きまして、条文の内容につきまして4の新旧対照表に沿ってご説明いたします。

第7条でございます。こちらは、文化ホールの利用許可申請書に関する

る条文でございます。この利用許可申請書の様式の変更を行うものでございます。表の右側の旧の欄でございます。文化ホールの規則で定める利用許可申請書を左側の欄の新しい欄で、予約規則に定める利用許可申請書に様式を改めるものでございます。

また、第7条下段で、ただし書といたしまして、予約システムにより必要な手続きを行った際には、申請書の提出があったものとみなす旨を加えたものでございます。

第7条の第2項でございます。右側の欄に前項とありまして、左側に前項本文とございますけれども、こちらについては、第7条前項にただし書が今回つくことにより、前項本文というものに改めるものでございます。

続きまして、3-2ページをご覧ください。

第7条第2項第2号は、字句の整理を行うものでございます。

次に、第7条第3項でございます。こちらについては、文化ホールの利用許可書の様式を規定する条文でございますけれども、利用許可書の様式につきまして、表の右側の文化ホールの規則で定める利用許可書から左側の欄の予約規則で定める利用許可書に様式を改めるものでございます。

また、左側の欄の第3項の下段にただし書を加えていますが、こちらについては、システムにより必要な手続きを行った場合には、利用許可書の交付をしたものとみなす旨を加えたものでございます。

第8条でございますけれども、こちらについては、略称規定の部分についてを改めるものでございます。

続きまして、3-3ページをご覧ください。

第9条第1項及び第2項でございますが、第1項は利用取消(変更)届出書、第2項は利用取消(変更)承認書のそれぞれの様式を変更するものでございます。

続きまして、第10条でございます。利用料金の減免でございます。右側でございますが「利用料金を免除し、又は減額することができる。」としていたものを左側の欄で「利用料金を免除する。」というものに改めるものでございます。

これは、第10条第1項第1号から第3号まで、左側の欄にございますが、全て免除の規定でございますから、減額という文言を削るものでございます。

続きまして、第10条第3項減免申請書、第4項減免承認書、3-4ページでございます。第11条の利用取消(停止)通知書、それから第19条の文化ホール施設設備損傷等の届出書、これらの様式につきましては、統一化を図るため様式を改めるものであります。

最後に別記のところでございます。こちらについては様式の統一化に伴いまして、右側の欄の第10号様式、11号様式、12号様式、13号様式ま

で、こちらを削りまして、第14号様式から第17号様式については、第10号様式から第13号様式に変更するものでございます。

附則につきましては、先ほどご説明いたしました施行期日となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

文化ホールは指定管理になったと思うのですがけれども、今回の改正内容について、指定管理者との連携や利用者への周知などについては漏れないように、何か対策はされているのでしょうか。

職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

お答えいたします。

指定管理者との連携につきましては、今回のシステムの入替えに伴いまして、各施設の管理者、文化ホールの管理者、担当者が集まりまして、これらの運用変更について、打合せ会議を行っているところでございまして、指定管理者についても、その中に参加をしております。

今後、データの移行ですとか、そういう作業なども行っていくということでございます。

それから10月1日からこのシステムは変更になるわけでございますけれども、市民の皆様向けの周知に関しましては、市の広報の9月15日号及び市のホームページで広く市民の皆様にご周知してまいります予定でございます。

そのほか、施設の窓口に掲示なども行って、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

職務代理者

分かりました。よろしいですか。

栃尾委員。

栃尾委員

ご説明ありがとうございます。

しっかり、指定管理の方と打合せ会議をされるということで、連携がしっかり取れるということで、とても安心しました。

職務代理者

ありがとうございます。

他に質疑ありませんか。

各委員

ありません。

職務代理者

これで質疑を終わります。

議案第3号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

(議案第4号)
職務代理者

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 令和6年度印西市立幼稚園入園児募集についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

議案第4号 令和6年度印西市立幼稚園入園児募集について。

印西市立幼稚園管理規則第18条の規定により、令和6年度印西市立幼稚園入園児を別紙のとおり募集する。

令和5年9月12日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、内容についてご説明いたします。

次のページにあります令和6年度入園児募集要項(案)をご覧ください。

まず、令和6年度入園児募集につきましては、昨年度に条例規則等の改正を行い、瀬戸幼稚園が令和6年4月より、もとの幼稚園に集約されることとなり、もとの幼稚園1園のみの募集となっております。

それでは、要項に従ってご説明いたします。

1番、入園募集でございますが、3歳児募集定員105名となっております。

2番、入園資格につきましては、印西市に住所がある3歳児となっております。

3番、入園受付につきましては、今年度はもとの幼稚園の1か所で行う予定となっております。日時につきましては、記載のとおりでございます。

なお、例年どおり、出願順にお子様の状況を把握するため、面接を行う予定となっております。

続きまして、4番、抽選会でございますが、入園受付終了時点で、受付人数が定員を超えた場合につきましては、公開による抽選会を行うこととなっております。

ただし、令和6年度も引き続き、兄弟等が同園に在籍する場合に限り、抽選を免除することとなっております。

ほかの内容につきましては、記載のとおりとなっております。

5番、入園決定でございますが、決定日は12月13日水曜日となっております。詳細につきましては、後日、教育委員会学務課より通知することとなっております。

6番、教育時間等につきましては、(1)、(2)、(4)については、前年度どおりとなっておりますが、(3)の送迎バスにつきましては、瀬戸幼稚園の集約に伴い、来年度より印旛地区へのバスの運行が増えることとなっております。

7番、費用につきましては、例年どおりとなっております。

なお、令和8年度に園舎の保全改修工事を予定しているため、園での活動が制限されることの旨をその他の欄に記載しております。

説明は以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

ありません。

私からお尋ねします。

以前は、待機児童について随分問題になりましたが、そのようなことはこれからはどうなっていますか。

学務課長。

学務課長

もとの幼稚園につきましては、定員が105名ということで、昨年度の受付児童、入園児なのですが52名でありました。定員に満たない状況がここ数年、続いておりますので、そのようなご指摘のことは、今のところ心配ないかと思っております。

職務代理者
各委員
職務代理者

ありがとうございます。

ほかに質疑ありませんか。

ありません。

これで質疑を終わります。

議案第4号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

(その他)
職務代理者

続きまして、日程第11 その他について、何かございますか。

学務課長。

学務課長

それでは、学務課より2点、報告をさせていただきます。

まず1点目ですが、原小学校の校舎増築に伴う対応の経過報告等の説明会について報告いたします。

お手元の資料をご覧ください。

資料の1ページをご覧ください。

令和5年7月29日、午前9時より原小学校体育館にて、原小学校の児童、未就学児の保護者を対象に、原小学校校舎増築に伴う対応の経過報告の説明会を行ったところ、78名の出席がありました。

説明会の内容につきましては、原小学校校舎増築に伴う運動場面積の減少への対応として、小学校南側の隣地を借用し、第2校庭を整備することなど、1学期に行った説明会からの変更の概要を説明したものでございます。

また、5月に実施した原小学校から隣接する学校への学区外就学を認

める通学区域制度の弾力的な運用に関するアンケート調査の結果を報告いたしました。

続きまして、2ページの下段をご覧ください。

アンケート調査の結果としましては、対象1,346世帯のうち、回答率36.4%で、490世帯から回答がありました。

アンケートの結果、87名の児童について、学区外就学の希望があり、就学先としましては、高花小学校が53名、いには野小学校が25名、船穂小学校が1名、本埜小学校が6名という結果で、通学手段としましては、全ての回答者がスクールバスを希望されました。

続きまして、3ページの下段をご覧ください。

当日は事務局の説明後、質疑応答を行いました。その概要について簡単にご説明いたします。

保護者の皆様からは、学校の分離新設への要望、第2校庭の安全性、スクールバスの運行の予定など、様々な質問、ご意見をいただきました。

学校の分離新設につきましては、引き続き検討しているが、現状は増築及び第2校庭の整備の対応となる旨を回答いたしました。

また、第2校庭につきましては、安全対策として、道路を横断する際の待機場所の設置及び警備員の配置を検討していることなどを報告いたしました。

また、スクールバスにつきましては、アンケートの結果、利用の需要が見込まれたことから、令和6年度より運行予定していることを報告いたしました。

詳細につきましては、資料のとおりでございます。

なお、当日参加できなかった保護者の皆様への周知のために説明会の内容につきましては、当日の資料のほか、会議録を8月30日付で送付したところでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、小倉台小学校区における通学区域制度の弾力的運用についてご説明いたします。

資料をご覧ください。

小倉台小学校区につきましては、真名井の湯の跡地に401戸の共同住宅が建設され、令和8年度から入居が始まることから、今後の児童数の増加が予測されます。資料に記載の推計につきましては、令和8年度に401戸の全ての入居があったと仮定し、作成したものでございます。

推計の結果としましては、令和8年度にピークに達し、児童数1,242人、通常学級38学級の規模になることが見込まれております。

このことから、児童数増加の緩和の対応としまして、隣接する木刈小学校への学区外就学を柔軟に認める通学区域制度の弾力的運用をしたいと考えております。

制度内容についてご説明いたします。

対象地区につきましては、小倉台小学校区の全部の地区でございます。

対象地区の指定校は、小倉台小学校、進学先は木刈中学校でございます。

学区外就学の対象校は、木刈小学校でございます。

なお、進学先は変更なく、木刈中学校でございます。

運用開始日につきましては、令和6年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

職務代理者

ありがとうございます。

この件について、質疑ありますか。

栃尾委員。

栃尾委員

まず、原小学校の増築に伴う対応の経過報告のご説明をいただいて、説明会もお疲れさまでした。

ざっとこの質疑を読ませていただいて、感想としてみれば、分離新設を望む声が多いということで、検討をされつつも限られた中で、保護者の意向に極力沿うような形で寄り添われているところが報告書から読み取れているなというところで、私としてはちょっと安心しているところではあります。

一応、現状、過大規模校ということの現実は変わらないということで、私としては、やはり学校の先生も含めて、子どもたちも保護者もこの学校に過大規模校だと気にならないようなすばらしい学校をつくっていただきたいということと、あと、卒業するとき、この学校に通ってよかったなど、この学校に勤めてよかったなど思ってもらう学校づくりというところは引き続きいろいろ検討されているところだと思うんですけども、続けていっていただきたいなこと、あと、丁寧にこれからも真摯に、保護者の方、地域の方にご説明は続けていってほしいな、理解は求めて、丁寧な説明をしていただきたいなどは思っているので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

職務代理者

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

学務課長、何かありますか。

学務課長

栃尾委員から温かいお言葉をいただき、本当にありがとうございます。

1つは、自分がこの説明会に参加をして、この原小学校に子どもを預けたいという保護者からは、いろいろ、教育課程の心配事があったかというふうに認識しております。

そこら辺につきましては、教育委員会としましても、学校をできる限り支援をして、子どもたちに影響のないような学級活動が行われるように、支援していきたいと思っております。

それから、弾力的運用制度を利用しようとしている保護者の方々から

も、いろいろご質問は受けたかなという認識はしております。そこら辺についても丁寧に引き続き、来週から希望される学校への説明会が行われる予定になっております。

教育委員会からもその場に出席をいたしまして、何か保護者の皆様から説明を受けた際には、また、引き続き提言していきたいと思っておりますので、今、委員がおっしゃったことを損なわずやっていきたいというふうに思っております。

どうかよろしく願いいたします。

栃尾委員
職務代理人

引き続きよろしく願いいたします。

その他、ございませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

2つ目の小倉台小学校の件で、通学区域制度の弾力的運用についてなのですが、こちらも先ほどの原小学校のように、弾力的に進めていくということですが、こちら、木刈小学校などの説明会とか、見学会とかは予定されているのですか。

職務代理人
学務課長

学務課長。

今のところ説明会等の予定はしておりません。

ただし、保護者の皆様に周知した段階で、ご要望があった場合には、柔軟な対応はしていきたいというふうに考えております。

職務代理人
栃尾委員

栃尾委員。

原小学校でスクールバスの運用であったりというところを受けて、やっぱり小倉台の保護者の方にもそういったことが耳に入ってくるかと思えます。バスがあれば遠いところから通う子どもたちもいますので、活用したいということはある程度集まれば、バスの運用というところも、もしかしたらあるのかなと、ちょっと期待も持ちつつ、もし、アンケート調査などをされるのであれば、していただきたいなというふうに思っております。

職務代理人
学務課長

学務課長。

そこら辺については、いろいろなご意見が出てくるかと思いますが、そこについても、保護者の意見を聴きながら、丁寧に対応していきたいと思えます。

栃尾委員
職務代理人
各委員
職務代理人

よろしく願いいたします。

よろしいですか、まだありますか。

ありません。

いいですか。ありがとうございます。

学務課長に私からお願いですが、千葉ニュータウンはまだまだ人気がありまして、これからもどんどん開発されて、なかなか入居予定を予測することが難しいと思うのですが、このところをどうか頑張って協力してください。よろしく願いします。

その他ございませんか。

指導課長。

指導課でございます。

指導課からも2点、報告させていただきます。

1点目は、印西市教育センター・適応指導教室の一時移転についてでございます。

次のページの資料をご覧ください。

そうふけふれあいの里の改修工事が行われるため、印西市教育センターは、印西市立高花小学校2階の空き教室に移転いたします。また、適応指導教室「緑のまきば」は、中央公民館2階講座室に移転いたします。

移転期間、令和5年9月1日から令和7年3月31日まででございます。

適応指導教室「森のステーションまきば」につきましても、本埜公民館が改修工事に入るため、小林公民館2階和室へ移転いたします。

移転期間は、令和5年10月1日から令和7年3月31日まででございます。

1点目の説明は以上でございます。

続いて、2点目ですが、令和5年度イングリッシュアカデミージャンプ中学生海外派遣の報告をさせていただきます。

令和5年8月19日土曜日から、8月25日金曜日までの1週間、市内中学生20名と引率者4名の合計24名で、オーストラリア、メルボルン市へ研修に行っていました。

大きなけがや病気にかかることもなく、実りの多い研修となりました。簡単ではありますが、別紙にて研修の様子を報告させていただきます。

まず①の写真をご覧ください。

こちらはメルボルン空港到着時の写真です。出発が3時間半遅れ、19日の午後9時離陸予定でしたが日が改まって20日の午前0時半が離陸時刻となってしまいました。初日午前中に市内観光を予定しておりましたが、その時間を取ることはできませんでした。

②は、午後現地校に向かいまして、ホストファミリーとの出会いの写真でございます。

③は、現地校のビーコンヒルズカレッジの中庭の様子ですが、お世話になったビーコンヒルズカレッジは、小学生から高校3年生までの12学年1,400名が在籍する私立の学校でありました。広大な敷地に校舎がございました。

④から⑧は、お世話になった学校での様子です。英語の語学研修だけでなく、オーストラリアの先住民であるアボリジニの文化やオーストラリアで歌われている童謡を歌ったり、ウクレレで演奏したりしました。それが⑥番の写真です。

裏のページをご覧ください。

⑦は、校内に生えている野草を採取し、それらを具にしてカルツォー

ネを作りました。小麦粉など、材料を計るところから各自行いました。

⑧は、オーストラリアンフットボールを体験しているところでございます。

⑨は、お別れバーベキューで、現地の生徒との交流の様子でございます。

こちらの写真にはございませんけれども、学校の研修を終え、1日観光し、蒸気機関車に乗ったり、動物保護地区でコアラやカンガルーを見ることができました。また、初日に市内観光ができませんでしたが、世界遺産である王立展示館に立ち寄ることができました。

生徒たちは様々なことを体験してまいりました。1週間の行程の説明や研修で得た学びを10月15日日曜日に、報告会を行う予定でございます。お時間がございましたら委員の皆様にもご臨席いただければと思っております。

私も引率者として大変有意義な時間を過ごさせていただきました。このような機会を与えていただき、感謝しております。ありがとうございました。

報告を終わります。ありがとうございます。

職務代理者

質疑ございませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

教育センター・適応指導教室の一時移転についてですけれども、緑のまきばは、9月1日より中央公民館に移転し、早速、2学期が始まったと思えますけれども、環境が変わったことによつての子どもたちの様子だったり、集団でちょっと困っている子がいないかどうかちょっと気になったので、確認のため。

職務代理者
指導課長

指導課長。

私も気になっているところでして、明日午前中に様子を見に参りたいと考えております。それもまた報告したいと思えます。

栃尾委員
職務代理者

報告お待ちしております。

よろしいですか。

栃尾委員。

栃尾委員

イングリッシュアカデミージャンプ、どうも引率お疲れさまでした。とにかく元気で戻ってきてくれたことがとてもうれしいですし、きっと貴重な体験を子どもたちはしてくださったと思えます。また報告会があるということで、時間ができればぜひ伺って、お時間を共にしたいと思っております。お疲れさまでした。

職務代理者
指導課長

指導課長。

ありがとうございます。

今回の研修の目的の中で、子どもたちのスキルアップもありますけれども、やはり市民の代表として行っているということで、自分たちが体験したことを広めるということも、もちろん大事にしたいと考

職務代理者
栃尾委員

えています。15日が、充実した会になればと思っております。

栃尾委員。

ちょっとお尋ね忘れたんですけれども、来年度も同じ場所、同じ学校を予定されているのですか。

職務代理者
指導課長

指導課長。

訪れる国につきましては、恐らく同じかとは思われますが、学校につきましては、業務委託先をプロポーザルによって選定いたしますので、同じ学校になるかということは、もしかしたら難しいかと思えます。

栃尾委員
職務代理者

ありがとうございます。

よろしいですか。

ご苦労さまでした。

ほかに何かございますか。

生涯学習課長。

生涯学習課長

生涯学習課でございます。

生涯学習課からは2点ご報告をさせていただきます。

1つ目は、令和6年印西市二十歳を祝う会についてでございます。

お手元の資料をご覧ください。

1、目的でございます。

二十歳になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます。対象者の代表である運営スタッフが式典の企画・運営に携わり、様々な役割を担う経験をこれからの人生に役立ててもらうものでございます。

2、3、4の主催、主管、運営につきましては、記載のとおりでございます。

5の期日でございますが、令和6年1月7日日曜日を予定しております。

6、場所につきましては、松山下公園総合体育館を予定しております。

次に、7、日程でございますが、受付時間、式典の時間、次第につきましては、記載のとおりでございます。

8、対象人数は1,079名でございます。

9、来賓でございますが、国会議員、県議会議員、市議会議員へ招待状を送付、ご招待を予定しているところであります。

ご報告は以上であります。

続きまして、もう一点でございます。

いなぎの獅子舞公開事業の中止についてのご報告でございます。

こちらについては資料がございません。申し訳ございません。

令和5年9月23日土曜日に開催を予定しておりました、いなぎの獅子舞公開事業は、中止となる旨、保存会よりご連絡をいただきました。

生涯学習課のほうで、令和5年度中止について、保存会のほうに伺いまして、理由を伺ったんですが、コロナ禍において、4年、獅子舞の奉

納ができなかったことによりまして、舞人がいなくなってしまったということでございます。

なお、来年以降については、保存会に今確認を行っているところでございます。

生涯学習課といたしましては、このいなざきの獅子舞については、無形民俗文化財ということで、伝統文化の継承として市としても重要施策の一つとして位置づけておりますので、再度、お伺いをいたしまして、お話を伺って、市としてどのような支援ができるかをお話をしながら考えてまいりたいと考えているところでございます。

ご報告は以上になります。

職務代理人

ありがとうございます。

この件について、質疑ございませんか。

よろしいですか。

各委員

なし

職務代理人

これで日程第11 その他を終わります。

それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしくお願ひします。

教育長

ありがとうございます。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議の開催日について連絡がございませう。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、次回の教育委員会会議の開催についてご連絡いたします。

令和5年第10回印西市教育委員会定例会につきましては、10月2日月曜日、午後2時からこちらの41会議室で開催する予定でございます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

教育長

ありがとうございます。

それでは、次回は10月2日月曜日になります。よろしくお願ひいたします。

(閉議の宣告)

教育長

本日の日程はこれで全て終了いたしました。

会議を閉じます。

(閉会の宣告)

教育長

以上をもちまして、令和5年第9回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(15時22分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年9月12日

教 育 長	大 木	弘
署 名 委 員	栃 尾	知 子